

## 今月の税

**国民健康保険税(普通徴収) 第9期  
後期高齢者医療保険料(普通徴収) 第8期  
介護保険料(普通徴収) …第9期**  
納付書での納付は **3月2日(月)まで**  
口座振替日は **2月25日(水)です**  
忘れないよう、早めに準備しましょう。

## 年金

### 口座振替で安心・便利・簡単・お得

国民年金保険料の納付には、便利でお得な割引もある口座振替をご利用ください。

「安心」 自動引落しで納め忘れの心配がありません。

「便利」 銀行等へ納めに行く手間と時間が省けます。

「簡単」 一度の手続きでOK!手数料もかかりません。

「お得」 早割りを利用して月々50円(年間600円)の割引。

#### 【保険料の早割】

振替方法を「当月末振替」にすることで毎月50円ずつ割引が受けられます(1カ月振替を早めることになるので、初回のみ前月分と当月分の2カ月分が引き落としになります)。さらに、口座振替で1年分や半年分をまとめて払いすると、納付書で納付するときよりも多く割引を受けることができます。

#### <口座振替での前納割引額>

1年前納 3,690円(振替時期:4月)

半年前納 1,000円

(振替時期:4月及び10月)

#### <口座振替の手続きは>

「国民年金保険料納付案内書または年金手帳」「預貯金通帳」「預貯金通帳の届出印」をお持ちになって、社会保険事務所または口座のある金融機関等で申し込みできます。4月からの前納を希望される場合は、2月末までに申し込みください。※口座振替による前納は口座振替日が決まっているため、それぞれに申込期限があります。

※国民年金保険料の納付には、クレジットカードも利用できます。詳しくは管轄の社会保険事務所へお問い合わせください。

## 国民年金の独自給付

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めている方には、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金以外に、「付加年金」「寡婦年金」「死亡一時金」といった給付が受けられる場合があります。

#### ◇付加年金

定額の保険料に月額400円を上乗せして納めると、将来受け取る老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

付加年金額(年額)  
=200円×付加保険料を納付した月数

※国民年金基金に加入している方、保険料の免除を受けている方は付加保険料を納めることはできません。

※付加保険料の納付を希望するときは、市区町村の国民年金担当窓口へ申し込みが必要です。

#### ◇寡婦年金

第1号被保険者として保険料を納めた期間(免除期間を含む)が25年以上ある夫が年金を受けることなく死亡したとき、10年以上婚姻関係があり生計を維持されていた妻に、60歳から65歳のまでの間支給されます。

寡婦年金額(年額)  
=夫の老齢基礎年金額×4分の3

※夫が老齢基礎年金や障害基礎年金を受けていたときは支給されません。

#### ◇死亡一時金

第1号被保険者として保険料を3年以上納めた方が、老齢基礎年金、障害基礎年金を受けずに死亡したとき、その方と生計を同じくしていた遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順で優先順位の高い方)に支給されます。

保険料納付済期間	支給額
3年以上15年未満	120,000円
15年以上20年未満	145,000円
20年以上25年未満	170,000円
25年以上30年未満	220,000円
30年以上35年未満	270,000円
35年以上	320,000円

※保険料の一部免除を受けて4分の3納付した月は4分の3月、半額納付した月は2分の1月、4分の1納付した月は4分の1月として計算します。

※付加保険料を3年以上納付している場合は8,500円が加算されます。

※遺族が、遺族基礎年金を受けられるときは支給されません。

※寡婦年金を受けられるときは、どちらか一方を選択します。

## 年金受給者がお亡くなりになったときは

国民年金や厚生年金を受けている方がお亡くなりになったときは、「年金受給権者死亡届」を届け出なければいけません。

年金を受ける権利は、年金を受けている方が死亡するとなくなります。届出を忘れたり、遅れたりすると、死亡後も年金が支払われてしまい、後日遺族の方に返していただくこととなります。このようなことにならないように、すみやかに届け出ることが必要です。

#### ◇未支給年金の請求

まだ受け取っていない年金があるときは、お亡くなりになった方と生計を同じくしていた遺族の方が受け取ることができます。優先する順位がありますので、より優先する方が死亡届と併せて請求を行ってください。

受け取れる遺族と順位  
配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹

受付窓口は管轄の社会保険事務所です。(寡婦年金や障害基礎年金、遺族基礎年金、旧法老齢年金、旧法障害年金を受けている方がお亡くなりになった場合は、お住まいの市区町村の国民年金係が受付窓口になります。)

必要な書類は、届け出る方や手続き内容によって異なりますので、事前にご確認ください。

◇問 石巻社会保険事務所  
☎0225-22-5116  
町民税務課戸籍住民係  
☎46-1373  
歌津総合支所町民福祉課  
☎36-3923

## 募集

### ～宮城県母子福祉連合会～ 母子家庭等支援事業

#### ■母子家庭等就職支援セミナー 「笑顔で働くためのマナー講座・個別相談会」

◇対象 県内の母子家庭の母・寡婦 20人

◇日時 ①2月22日(日)  
午後1時～4時(個別相談有)

②3月15日(日)  
午前9時30分～11時30分

◇場所 ①石巻市河北総合センター「ビッグバン」

②宮城県母子福祉センター

◇参加費 無料

◇託児 3歳～小学2年生まで(要予約)

◇個別相談 講座終了後4名、先着順(要予約)

◇申込 講座の2日前午後4時まで、住所、氏名、連絡先、個別相談及び託児の有無を、電話、ファクシミリまたはEメールにて、宮城県母子福祉センターに申し込みください。

#### ■母子家庭等就業支援講習会 【ホームヘルパー2級課程】

◇対象 県内(仙台市を除く。)の母子家庭の母及び寡婦で全日程受講可能な方(全日程受講終了後に修了証明証を交付) 定員30人

◇日時 4月5日(日)～10月11日(日)の各日曜日17日間・平日実習4～5日間  
午前9時～午後4時  
(午後5時までの日もあります)

◇場所 宮城県母子福祉センター

◇受講料 無料(教材費などは実費)

◇託児 3歳～小学2年生まで

◇申込 往復はがきに講習名と住所、氏名、電話番号を記入して2月20日(金)まで必着で、宮城県母子福祉センターに申し込みください。なお、定員を超えた場合は選考となります。

#### 【マイクロソフト「エクセル」 スペシャリストレベル】

◇対象 県内(仙台市を除く。)の母子家庭の母及び寡婦で全日程受講可能で、パソコンで文字入力程度ができる方 定員10人

◇日時 4月12日(日)～7月12日(日)の各日曜日12日間  
午前9時～午後4時

◇場所 パソコンプラザせんだい東口校

◇託児 なし

◇受講料・申込 「ホームヘルパー2級課程」と同じ。

◇各事業の申込・問 宮城県母子福祉センター 〒983-0832  
仙台市宮城野区安養寺3-7-3

☎022-295-0013 FAX022-256-6512

Eメールmiyagi-boren@r6.dion.ne.jp

## 相談

### 引越相談所

3月、4月は引越シーズンのピークです。トラブル防止のため、複数の事業者から見積りをとり、十分な打ち合わせをしたうえで契約することが大切です。トラック事業者の団体である「トラック協会」では、フリーダイヤルによる「引越相談」と県内5カ所での「引越相談所」を設置し、電話等による引越関係の相談に応じています。

緑ナンバーを利用している引越や引越に伴うサービス等について、分からないことやお困りのことがありましたら、最寄りの相談窓口にご相談ください。

#### ◇引越相談所の窓口

①宮城県トラック協会本部  
☎022-238-2721

②宮城県トラック協会石巻支部  
☎0225-95-1377

③宮城県トラック協会塩釜支部  
☎022-363-0346

④宮城県トラック協会大崎支部  
☎0229-23-8766

⑤宮城県トラック協会登米・本吉支部  
☎0220-22-6484

★引越相談所フリーダイヤル  
☎0120-381-109

◇受付時間 平日の午前9時～午後5時

## 平成20年度 地域映像文化振興のためのデジタルシネマ上映促進事業 ～デジタルシネマ名画館「みなと座」～

◇日時 2月21日(土)上映 午後6時30分～

◇会場 スポーツ交流村「文化交流ホール」

◇上映作品 白い巨塔

◇入場料 500円

◇問 町民映画みなと座 高橋 電話46-3375

## お知らせ

### 裁判所からのお知らせ

2月の広報テーマは  
「検察審査会ってどんなところ…」  
です。

詳しくは、最高裁ウェブサイトを  
http://www.courts.go.jp/ をご覧ください。

◇問 仙台地方裁判所事務局総務課

☎022-222-6111内線3015

仙台家庭裁判所事務局総務課

☎022-222-4165内線4613

## 催し

### 「北方領土の日」宮城県 南三陸集会在開催されます!

2月7日(土)は北方領土の日です。わが国固有の領土である北方四島(択捉島、国後島、色丹島、歯舞諸島)返還の実現は、長年にわたる国民の願いです。この問題の正しい理解を深めていただくため、南三陸町を会場に「北方領土の日」宮城県南三陸集会在開催されます。どなたでも参加することができますので、ご家族ご近所お誘いあわせのうえ、ぜひご参加ください。

◇日時 2月7日(土) 午後1時20分

◇場所 スポーツ交流村「文化交流ホール」

◇内容 北方領土訪問体験発表、記念講演、大会決議、大会旗の引継ぎ、ほか

◇入場料 無料

◇問 総務課総務法令係 ☎46-1370

